

杉並区条例第44号

杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例

< 制定の趣旨 >

平成11年8月18日、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成11年法律第133号）が公布され、住民票の記載事項に「住民票コード」が加えられるとともに、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）を構築し、電子計算機から電気通信回線により、住民票に係るデータが送受信されることとなった。これに伴い、事務処理の迅速化、住民負担の軽減が図られる一方、データの漏えい等の危険が高まることが予想される。

住民基本台帳事務は、自治事務であり、住民票に記載されたデータの権利利益の保護を図るべき責任は区にある。

そこで、これを機に、住基ネットに係る個人情報の保護に関する対策のほか、ネットワーク以外の事務に関しても個人情報保護の観点から検討し、区長が講ずべき措置や取扱いに関する事項を定め、これを区民に明らかにすることにより、区民の個人情報の保護を図る必要があるため、この条例を制定した。

< 条例案の概要 >

1 目的（第1条）

この条例は、住民票記載事項の適正な管理のために区長が講ずべき事項を定め、これを明らかにすることにより、もって区民の個人情報の保護を図ることを目的とする。

2 用語（第2条）

この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

3 区長の責務（第3条）

区長は、区民の正確な記録が行われるよう事務処理の適正化を図るとともに、住民票記載事項の安全管理に関し、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

4 電気通信回線による東京都知事への通知（第4条）

法で定める本人確認情報等として、都知事に通信回線により送信する事項を明らかにする。

5 情報公開・個人情報保護審議会への報告等（第5条）

電子計算機から電気通信回線により送受信する事項についての実施状況を明らかにするため、処理状況及び処理に際してなされた苦情とその処理内容について審議会に報告するとともに、区民に公表する。

6 不適正利用に対する措置（第6条）

住民票記載事項の漏えい又は不適正利用により、区民の基本的人権が侵害されるおそれがあるときは、国等に対し報告を求めるとともに、調査を実施し、

審議会及び区民の意見を聴いた上で、区長は必要な措置を講ずることを義務づける。ただし、当該基本的人権が侵害されるおそれが明白かつ差し迫った危険があると認めるときは、審議会への意見徴収等の手続を踏むことなく、必要な措置を講じることができることとし、この場合、事後に審議会に報告する。

7 住民基本台帳の一部の写しの閲覧等の制限（第7条）

区長が、閲覧等を拒む場合は、基本的人権の尊重の観点から判断することとする。また、本人からの申出があり、かつ、当該本人の生命等を害する危険があるときは、（当該本人に係るデータを閲覧対象から除く等）必要な措置を講じることができることとする。

8 不当な目的による取得等の禁止（第8条）

何人も、不当な目的をもって住民票記載事項を取得したり、第3者に譲り渡すことを禁止するとともに、当該事実があったと認めるときは、当該住民票記載事項が記録されている媒体の回収、消去等を命ずることができることとする。

9 関係人に対する調査（第9条）

第8条の措置命令をするに当たって、関係人に対する質問、物件の提出を求めるなどの調査権を付与する。この場合において、関係人の請求があった場合は、身分証明書を提示しなければならないこととする。

10 委任（第10条）

この条例の施行に関し、必要な事項は区長が定めることとする。

11 過料（第11条）

第8条の規定による不当な目的で取得した住民票記載事項のデータの消去命令に対し従わなかったときや、第9条の質問に対し正当な理由なく拒んだ者に対し、5万円以下の過料に処することとする。

<実施の時期>

規則で定める日（改正住民基本台帳法の施行日、平成14年8月及び平成15年8月予定）から施行する。ただし、附則第3項による事務手数料条例の改正については、平成14年4月1日

<その他>

1 附則第2項において「杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例」の一部改正を行い、審議会の所掌事項に住民基本台帳事務に係る事項を加えるとともに、必要に応じ部会を設けることができることとする。

2 附則第3項において「杉並区事務手数料条例」の一部改正を行い、住民記録一覧表の閲覧手数料を削除し、すべて住民基本台帳の一部の写しの閲覧で対応することとするとともに、当該手数料を、1世帯当たり100円から区民1人当たり150円に改定する。

なお、住民基本台帳に記載されている者が、自己の住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求をする場合は、無料とする。